

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後		改正前
<p>七 学校教育法第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同</p>	<p>（調査日）            第三条 科学技術研究調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。            （調査の対象）            第四条 科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。            一 統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイから又までに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社をいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）            「イ」又 略            二 次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社            イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動            ロ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第一項第一号の事業            ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号ロの事業            ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人 学校法人における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を活用するために必要な研究開発活動            ホ 学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社 学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を活用するために必要な研究開発活動</p>	<p>改正後</p>	<p>（調査日）            第三条 科学技術研究調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。            （調査の対象）            第四条 「同上」</p>
<p>六 学校教育法第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同</p>	<p>二 次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社            イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動            ロ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第一項第一号の事業            ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号ロの事業            ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人 学校法人における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を活用するために必要な研究開発活動            ホ 学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社 学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を活用するために必要な研究開発活動</p>	<p>改正前</p>	<p>（調査日）            第三条 科学技術研究調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。            （調査の対象）            第四条 「同上」</p>

法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

(調査の種類)

第五条 「略」

2 甲調査は、前条第一号及び第二号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものであるものについて行う。

3 乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。

一 前条第三号及び第四号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

二 前条第五号及び第六号に掲げる調査組織体

4 丙調査は、前条第七号に掲げる調査組織体について行う。

(調査事項等)

第六条 科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからニまで、ヘ、ト及びビ又、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びビへに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イからハまで、ホからトまで及びビ又、第三号並びに第四号イからニまで及びビへに掲げる事項を調査する。

「一〇五 略」

「2 略」

(報告の義務及び方法)

第八条 科学技術研究調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあつてはこれを代表する者をいい、法人以外の場合にあつてはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。

2 調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。

「3 略」

(電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等)

第九条 第七条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の場合において、第八条第一項及び第二項の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、調査事項情報を記録する方法により、報告しな

する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

(調査の種類)

第五条 「同上」

2 甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものであるものについて行う。

3 「同上」

一 前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

「イ・ロ 同上」

二 前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体

4 丙調査は、前条第六号に掲げる調査組織体について行う。

(調査事項等)

第六条 科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからニまで、ヘ、ト及びビ又、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びビへに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イからハまで、ホからトまで及びビ又、第三号並びに第四号イからニまで及びビへに掲げる事項を調査する。

「一〇五 同上」

「2 同上」

(報告の義務及び方法)

第八条 科学技術研究調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあつてはこれを代表する者をいい、法人以外の場合にあつてはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。

2 調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。

「3 同上」

〔新設〕

<p>3] 前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、第七条及び第八条の規定を適用する。  (結果の公表等)</p> <p>第十条 「略」  (調査票等の保存)</p> <p>第十一条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。</p>	<p>(結果の公表等)</p> <p>第九条 「同上」  (調査票等の保存)</p> <p>第十条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例)

第二条 調査組織体のうち経済構造実態調査(経済構造実態調査規則(平成三十一年総務省・経済産業省令第一号)第一条に規定するものをいう。)の対象となるものについて行う調査は、科学技術研究調査規則(以下「規則」という。)第六条第一項第一号ニ、チ及びリに掲げる調査事項については、総務大臣が、経済構造実態調査規則第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から同規則第七条第一項第一号ハのうち資本金等の額、ホ及びトに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、規則第六条から第八条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第九条及び第十条の規定を適用する。